

所得税の申告と納税は早めに

二月十六日～三月十六日

二月十六日(月)から所得税の確定申告が始まります。

申告と納税は三月十六日(月)までですが、例年三月十日を過ぎると窓口が非常に混雑しますので、なるべく早めに申告されるようお願いいたします。

なお、税金の還付を受けるための申告は、二月十五日以前でも提出できますし、郵送でも結構です。早く申告すれば、それだけ早く税金が還付されます。

サラリーマンで医療費を支払ったり、新しい住宅を取得した方など還付申告される方は、新しく簡単な還付申告書ができましたのでご利用ください。

申告書は郵送でも結構です

お忙しい方は申告書を郵送しても結構です。その場合、申告書の控に受付印が必要な方は、申告書控と返信用封筒(切手貼付)同封をお忘れなくお送りください。

確定申告書を提出される場合

特別な書類を添付し、または提示しなければならぬ場合があります。その一般的なものはつぎのとおりです。あらかじめ用意しておいてください。

- ①医療費の領収書 ②共済等掛金の証明書 ③生命保険料、損害保



除料の支払証明書 ④源泉徴収票

⑤住宅取得控除を受ける場合は、(イ)建築確認通知書の写し(建築確認通知書が必要でない家屋については設計図などの写し) (ロ)登記簿謄本や請負契約書、売買契約書などで、家屋の工事着手または購入年月日をあきらかにする書類やその写し (ハ)住民票の写し ⑥住宅ローン控除を受ける場合は、民間の金融機関等からの借入金であることと、返済期間が十年以上の割賦払いであることが要件で、添付書類は⑤にかかっている書類のほか住宅取得に係る融資額の償還金額等証明書が必要です。

確定申告書は税務署から送られたものを

税務署から送られる用紙には予定納税額をはじめ、事務処理のうえで必要な表示などが記入されています。他の用紙を使いますと間違いが起りやすく、お互いに余分な手数料がかかることになります。なお確定申告書は電子計算機で

処理するため、三枚つづりの確定申告書をお送りします。この申告書に記入するときは、「二枚目の「控用」をはずしてそれに下書きしたうえで「提出用」(二枚複写)をボールペンで強めに書いてください。また「提出用」の数字を訂正するときは、該当欄からはみださないようご注意ください。

申告書の作成はご自分で

税務署から申告書をお送りした際「申告書の書き方」と「所得税の確定申告書の手引き」も同封します。それを参考にすれば、ご自分で確定申告書を作成することができます。申告書を作成しておきますと、申告の際税務署の窓口または各地区の申告相談会場で、長い間待つこともなく時間の節約ができます。

なお決算のしかたや申告書の書きかたで、ご不明な点がある場合は税務署か市役所税務課へおたずねください。

贈与税の申告と納税は

二月二日から

昭和五十五年中に六〇万円を超える財産の贈与を受けた方は、二月二日から三月十六日までの間に大月税務署へ贈与税の申告と納税をする必要があります。

贈与税については財産の評価などむずかしい点もありますので、おわかりにならない方は税務署へご相談ください。

申告に関する説明会と相談会

大月税務署では、申告に関する説明会と申告相談をつぎの日程によって行ないます。また市役所と税理士会でも相談会を開きますので、お気軽にご利用ください。

1. 三税共同説明会日程

日	時	地 区	会 場
2月9日	13時～15時	都 留	都留市役所

2. 出張申告相談日程

月 日	地 区	時 間	会 場	対象市町村
2月26日～27日	都 留	10時～15時	都留市役所	都留市・道志村

3. 税理士による確定申告相談会

月 日	時 間	相 談 会 場
2月23日	10時～15時	都 留 市 役 所
2月26日	"	"
2月27日	"	"

農業振興地域における農用地区域を変更する場合

農業振興地域の整備に関する法律に基づき昭和四十八年十二月に当市は地域の設定が行なわれ、その後昭和五十一年八月特別管理地域の指定を受け、土地利用計画の見直しを行なっております。

この農業振興地域内における農用地区域の変更(除外・編入)については、この法律により所有者より農用地を宅地等へ変更するための所定の手続き(農振法による農用地区域変更申請・農地法による農地転用申請・建築基準法によ

る建築確認届)を経なければ造成し建築工事等できない事はご承知のことと思います。

今後これらの手続きをとらないで、着工した場合は工事を中止していただくほか、農業振興地域整備促進協議会、あるいは農業委員会において所有者及び関係者の説明を求める措置をとることもありますので、お互いに注意して土地の有効利用を図るようお願いいたします。